

令和 7 年度

栗東市農業施策等に関する意見書

令和 6 年 1 1 月 1 4 日

栗東市農業委員会

令和7年度 栗東市農業施策等に関する意見書

はじめに

貴職におかれましては、日頃より、当農業委員会活動に対し、多大なるご理解、ご支援を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、農業を取り巻く環境は依然として、農業者の高齢化や担い手不足、遊休農地の増加など、非常に厳しい現状にあります。加えて肥料や燃料などの物価高騰による生産コストの増大は、この厳しさに拍車をかけるものです。

この状況を受け、国では食料・農業・農村基本法の見直しが四半世紀を経て改正されました。第二条の中では、国民の食料安定供給にあたっては、農業生産基盤等の確保が重要であり、農業や食品産業の発展による食料の供給能力の維持が図られなければならないと明記されました。

当農業委員会は、その主たる使命である「農地等の利用の最適化の推進」を効率的かつ効果的に実施するため、以下の6項目について、改善すべき内容を取りまとめました。

- ①「担い手への農地利用の集積・集約化」
- ②「新規参入の促進」
- ③「遊休農地の発生防止・解消」
- ④「地産地消・食育及び販路拡大の推進」
- ⑤「女性が活躍できる環境づくり」
- ⑥「農業委員会組織の体制整備と活動強化に対する支援」

令和7年度の施策展開並びに予算措置に特段のご配慮を賜りますよう、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、この意見書を提出いたします。

令和6年11月14日

栗東市長

竹村 健 様

栗東市農業委員会 会長 武村 秀夫

1. 担い手への農地等の利用の集積・集約化

担い手への農地集積・集約のためには持続的・安定的な農業経営が根底にある必要があります。

しかし、農業を取り巻く環境は厳しい状況下であり、現在の状況が続けば、農業者の経営安定化はますます難しくなり、農業者は経営を拡大することが出来ず、持続的な農業が行えなくなると危惧されます。

(1) 優良農地の確保について

企業が求めるまとまった農地は、同じく農地としての価値も高く、効率的かつ高い生産性で営農ができる優良農地です。

市では企業立地の推進がされており、優良農地が無くなり、農業生産率は減少し、農業経営が危機的状況になっていくと懸念しています。

このことから、農業の生産基盤を維持するために将来の農業振興について、優良農地の確保に力を入れていただきたい。

(2) 農用地利用集積等促進計画への移行に伴う制度変更の周知・啓発について

現在農地の貸借の契約として主となっている農用地利用集積計画と配分計画の経過措置期間が令和7年3月に終了します。

令和7年4月からは農用地利用集積等促進計画に移行することから、市は農地中間管理機構と連携のうえ、利用者に混乱の無いよう丁寧に周知・啓発をされたい。

2. 新規参入の促進

昨今の農業を取り巻く環境が厳しい中において、「新規参入」は、新たな担い手を確保するために重要な項目です。

参入地域の営農に対して支障が生じることなく、地域の担い手との適切な役割分担のもと、継続的・安定的に農業経営が行われることが大切です。

今年 2 月に参加した就農相談フェアでは、5 名の就農希望者から相談があり、現在も一定数の就農希望者がいます。

(1) 支援体制の強化について

新規就農者の確保・育成・定着対策について「営農技術の習得」、「資金の確保」、「農地の確保」、「移住環境」等、継続的にきめ細やかな支援体制を強化されたい。

さらに、初期投資を軽減するため、離農者の農業用機械・施設・作業場など継承するシステムを構築されたい。

3. 遊休農地の発生防止・解消

農業従事者の高齢化、後継者や担い手の不足により、特に中山間地域は、小区画や不整形、傾斜地等条件不利な農地が遊休地や荒廃地となっています。

耕作放棄地の発生防止や解消に取り組み、農業の担い手が、引き続き農業経営ができる環境づくりを目指すことが必要です。

(1) 遊休農地の解消及び維持管理について

地域の農業者が、遊休農地の解消及び維持管理に取り組むことが容易にできるよう土地改良事業等の農地基盤整備、農作業機械の大型化に対応した農道の拡幅や老朽化している水路等の維持・改修に対する支援を強化されたい。

また、農業生産力の増進、農業経営の改善のため、スマート農業による作業の自動化・省力化の実現に向けて、農業機械の導入、及び昨今の農業機械の高騰化における支援、補助率を上げる等の拡充をされたい。

(2) 中山間等の条件不利地での農地活用について

特に中山間の遊休農地については、地域ぐるみで解消できるよう、体験型ふれあい農園の整備を推進し、市民が農や田舎暮らし(移住)に関心を持ち、ふれあう機会を創出するよう働きかけをされたい。

4. 地産地消・食育及び販路拡大の推進

農業者の所得及び生産意欲の向上を図るためには、地元産農産物の消費拡大を進めるとともに6次産業化、ブランド化、食育の推進、販路拡大の推進等に取り組む必要があります。

(1) 地元産農産物のブランド力向上及び魅力発信について

生産者が地元産農産物のブランド力向上に繋がる商品化、高価格化に取り組める支援の継続・強化を図られたい。また、幅広い年代に関心を持ってもらえるよう、広報活動の継続・強化および地産地消を含めた地元産農産物の消費拡大・販路拡大への支援の拡充を図られたい。

(2) 食育の推進について

農業体験事業等、様々な体験が食育につながることから、「農業者との心のふれあい」の機会を開催していただいている、農業団体や福祉団体等に対して支援を強化されたい。

食育は、学校や家庭が重要な役割を有していることを十分認識し、積極的に子どもの食育の推進に、引き続き取り組まれたい。

5. 女性が活躍できる環境づくり

依然として農業従事者の多くは男性である現状ですが、女性の感性、視点、マンパワーが農業において活躍する場面は多くあります。

(1) 農業への女性参画促進について

女性が意欲的に農業に取り組み、その能力を最大限発揮できるよう、農作業研修、機械研修等支援体制を整備し、男女共同参画社会の実現に向けての取り組みを講じられたい。

6. 農業委員会組織の体制整備と活動強化に対する支援

農業委員会が、その主たる使命である「農地等の利用の最適化」をより良く果たせるようにするためには、最大限機能を発揮する組織が必要であり、機能強化を求められる農業委員会の役割が果たせるよう支援を求めます。

(1) 多様な農業委員の任命について

農業委員会等に関する法律第8条第7項では、農業委員を任命する際には、「年齢、性別に著しい偏りが無い」ように努める規定が盛り込まれています。また、内閣府男女共同参画局「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）では、農業委員に占める女性の割合を令和7年度までに30%を目指すと成果目標が定められました。

これからの農業は、地域の女性や青年の感性・視点や英知を活かし、農業・農村を守っていくべきであり、次期改選に向け、多様な農業委員の任命ができるよう各女性団体等に働きかけ、意識の醸成を図られたい。

(2) 農業委員会事務局の体制整備と活動予算の確保について

農業委員会活動は多様化・複雑化し、それらをサポートする事務局の果たす役割は年々重く、業務量は多くなっています。

しかし、事務局長は、長年農林課長との兼務であり、農地法の許可等についても、公平・公正を保ちつつ、守秘義務が課せられているはずですが、しかるに「長年兼務である」ことについては甚だ疑念を感じています。

農業委員会の独立性を保ち、組織体制を替える必要から、兼務による職員配置ではなく、専任の局長の配置を行い、委員会事務が円滑に処理できることが最良の策と考え、強く要望します。加えて、農業委員会運営の活動予算確保も合わせて図られたい。